

第1章

計画の策定にあたり

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進展、女性の社会進出、家族・地域をめぐる環境の変化による子育ての不安や孤立感の増加、雇用環境の変化、保育所待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。この環境の変化に対応するため、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童の解消や幼児教育・高等教育を無償化することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

その一方で、児童虐待は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。国は、平成28年6月に昭和22年の制定以来見直しされていなかった「児童福祉法」の第1条を改め、児童が権利の主体であることを明確化しました。さらに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、市町村における子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化などを講じました。

また、子どもの貧困対策の総合的な推進を図るため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、市町村における計画策定の努力義務化などを講じました。

こうした背景の中、本市においては、平成27年3月に「十日町市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

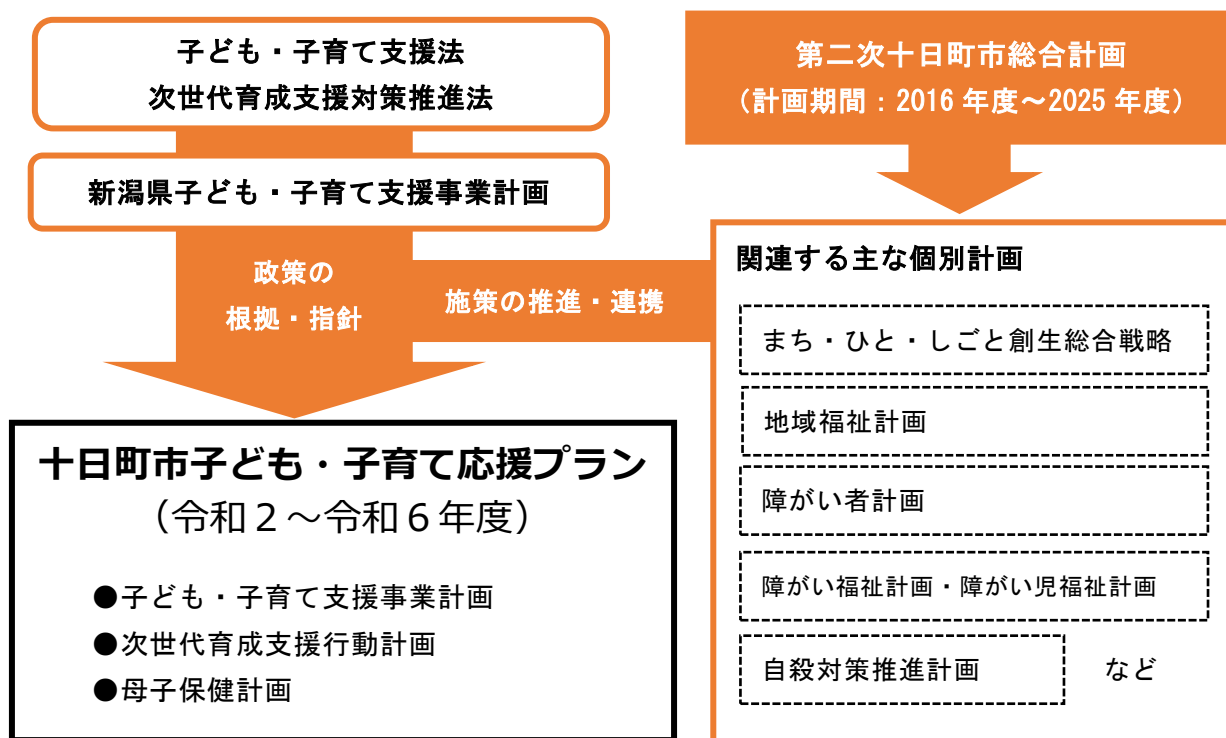
令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、「十日町市子ども・子育て応援プラン（第2期十日町市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、本市の実情に即した更なる環境づくりを図ることを目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置づけており、上位計画である「十日町市総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定しています。

【他の計画等との関係】



3 計画期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行うものとします。

4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

No	区 分	例 示
1	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
2	児 童	18歳未満の者
3	乳 児	1歳未満の者
4	幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
5	妊産婦	妊娠中及び出産後1年以内の女性
6	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援